

令和 3 年 7 月 1 日

保護者の皆様

泉大津市立誠風中学校
校長 向井 説行

令和 3 年度 警報及び大雨特別警報発令時の学校の対応措置について

標記の件について、下記のと通りの対応となります。

記

泉州地域に、午前 7 時の時点で「暴風警報」又は「特別警報」のいずれかが発令中の場合は臨時休校とする。

(具体的な運用について)

- ①午前 7 時以降、登校時刻までに**警報**が発令された場合は臨時休業とする。
- ②**警報解除後も、学校・通学路等の被害の状況によって、臨時休業あるいは登校時間を遅らせる場合もある。**
- ③泉大津市に午前 7 時の時点で**警報**が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に**警報**が発令中の場合は、臨時休業とする。
- ④**台風襲来時、その台風が大型で勢力が強く、翌日に泉州地域に暴風警報等が発令される可能性が非常に高い場合には、前日の正午の段階で翌日を臨時休業とする場合もある。**
- ⑤学校は、Cocoo（学校連絡・情報共有サービス）、学校ホームページ等より情報発信しますので、テレビ・ラジオ等と合わせて最新の情報をご確認ください。
また、**当日朝、電話によるお問い合わせはお控えください。**
- ⑥登校以降に警報が発令された場合は、登校した児童・生徒については、安全確保に万全を期し、状況に応じて教育委員会と十分な連携を図り、校長の判断で学校内に待機、下校等適宜措置をします。

【用語の定義】 **警報**とは、以下のものをいう。

- ・「特別警報」又は「暴風警報」
※台風接近時にかかわらず、上記の警報発令時は以上の対応措置をとる。
- ・台風接近に伴う「大雨警報」